特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 ^{令和4年} 8月31 R

No. 15727 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆平成以降の主要な商標法の改正探訪(4)・完 ~新しいタイプの商標を中心に~······(1)

平成以降の主要な商標法の改正探訪(4)。完 ~新しいタイプの商標を中心に~

正林国際特許商標事務所 弁理士 木村 一弘

前回の6月30日(木)号における「平成以降の主 要な商標法の改正探訪(3) においては、平成11年 改正から平成18年改正までを林栄二弁理士が記した。

今回は、それに続く平成20年から令和3年までの 改正を記したい。特に、平成26年改正における新し いタイプの商標の導入は、商標の定義を改正する大 掛かりなものであったことから、これを中心に俯瞰 していきたい。

9. 平成20年改正

本改正においてメインとなるのは、特許法等に おけるライセンシー保護に対するニーズを受け、ま だ特許として登録されていない特許出願段階におけ るライセンスに係る特許法上の権利として、新たに 「仮専用実施権 | 及び「仮通常実施権 | を設け、その 登録制度を設けたことにある。

商標においては、特許との制度上の差異や商標制

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!

「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

日本大学総合科学研究所客員教授 有川 元会計検査院第四局長

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!

全国官報販売協同組合デュ۱4:0012乗テネ都は区田端新町 1-1-14 TEL 03-6737-1500 FAX 03-6737-1510 https://www.gov-book.or.jp